

山陽小野田市議会の個人情報の保護に関する条例（案）とデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）第五十一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「改正後個人情報保護法」という。）等との対照表（解説付）

山陽小野田市議会の個人情報の保護に関する条例（案）	改正後個人情報保護法
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 個人情報等の取扱い（第4条—第17条）</p> <p>第3章 個人情報ファイル（第18条）</p> <p>第4章 開示、訂正及び利用停止</p> <p>第1節 開示（第19条—第31条）</p> <p>第2節 訂正（第32条—第38条）</p> <p>第3節 利用停止（第39条—第44条）</p> <p>第4節 審査請求（第45条—第47条）</p> <p>第5章 雑則（第48条—第53条）</p> <p>第6章 罰則（第54条—第58条）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第三条）</p> <p>第二章～第四章 略</p> <p>第五章 行政機関等の義務等</p> <p>第一節 総則（第六十条）</p> <p>第二節 行政機関等における個人情報等の取扱い（第六十一条—第七十三条）</p> <p>第三節 個人情報ファイル（第七十四条・第七十五条）</p> <p>第四節 開示、訂正及び利用停止</p> <p>第一款 開示（第七十六条—第八十九条）</p> <p>第二款 訂正（第九十条—第九十七条）</p> <p>第三款 利用停止（第九十八条—第一百零三条）</p> <p>第四款 審査請求（第一百零四条—第一百零七条）</p> <p>第五款（略）</p> <p>第五節（略）</p> <p>第六節 雑則（第二百二十四条—第二百二十九条）</p> <p>第六章（略）</p> <p>第七章 雑則（第二百七十一条—第二百七十五条）</p> <p>第八章 罰則（第二百七十六条—第二百八十五条）</p> <p>附則</p>

山陽小野田市議会の個人情報の保護に関する条例（案）	改正後個人情報保護法	備 考
第1章 総則	第1章 総則	
(目的)	(目的)	
<p>第1条 この<u>条例</u>は、<u>山陽小野田市議会</u>（以下「<u>議会</u>」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し<u>必要な事項</u>を定めるとともに、<u>議会が保有する個人情報</u>の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、<u>議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護すること</u>を目的とする。</p>	<p>第一条 この<u>法律</u>は、<u>デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み</u>、個人情報の適正な取扱いに関し、<u>基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項</u>を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、<u>個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等</u>を定めるとともに、<u>個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各議会に共通する最小限の目的を規定したもの。 ・各議会において、必要に応じて修正されたい。
(定義)	(定義)	
<p>第2条 この<u>条例</u>において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p>	<p>第二条 この<u>法律</u>において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p>	
<p>(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易</p>	<p>一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別するこ</p>	

に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)	とができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)	
(2) 個人識別符号が含まれるもの	二 個人識別符号が含まれるもの	
2 この <u>条例</u> において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、 <u>議長が定めるもの</u> をいう。	2 この <u>法律</u> において「個人識別符号」とは、次 の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号 その他の符号のうち、 <u>政令で定めるもの</u> をいう。	<ul style="list-style-type: none"> ・法において、政省令で定めることとされている事項については、執行機関であれば規則に定めるのが通例だが、議会又は議長には会議規則(地方自治法第120条)、傍聴規則(地方自治法第130条第3項)以外に規則を制定する権限がないため、議長が定めることとする(以下同じ)。 ・条例の施行規程(例)については、後日、送付。
(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの	一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの	
(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの	二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー含む(政令第1条第6号)。
3 この <u>条例</u> において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものと	3 この <u>法律</u> において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配	

<p>して議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p>	<p>慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p>	
<p>4 この<u>条例</u>において「保有個人情報」とは、<u>議会の事務局の職員</u>（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、<u>議会</u>が保有しているものをいう。ただし、<u>山陽小野田市情報公開条例</u>（平成17年山陽小野田市条例第8号。以下「<u>情報公開条例</u>」という。）第2条第2号に規定する公文書（以下「<u>公文書</u>」という。）に記録されているものに限る。</p>	<p>第六十条 この章及び第八章において「保有個人情報」とは、<u>行政機関等の職員</u>（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。以下この章及び第八章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、<u>当該行政機関等の職員</u>が組織的に利用するものとして、<u>当該行政機関等</u>が保有しているものをいう。ただし、<u>行政文書</u>（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下この章において「<u>行政機関情報公開法</u>」という。）第二条第二項に規定する行政文書をいう。）、<u>法人文書</u>（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下この章において「<u>独立行政法人等情報公開法</u>」という。）第二条第二項に規定する法人文書（同項第四号に掲げるものを含む。）をいう。）又は<u>地方公共団体等行政文書</u>（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第二条第二項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）（以下この章において「<u>行政文書等</u>」という。）に記録されているものに限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・①事務局職員が関わらず議員単独で職務上作成し、又は取得する個人情報は考えにくいこと、②議員の職務の範囲は広汎かつ法令上明確でないことから、議員が職務上作成し、又は取得した個人情報を保有個人情報に含めると、過度に広汎な規制となる恐れがあること等から、議員が職務上作成し、又は取得した個人情報は、保有個人情報から除外している。 ・議長については、事務統理権を有し（地方自治法第104条）、事務局が保有する全ての個人情報に触れる立場にあること等から、議長が職務上作成し、又は取得した個人情報も、保有個人情報に含めるべきとも思えるが、①議長といえども議員の一員であること②議員の職務の範囲は広汎かつ法令上明確でなく、議長の職務と明確に区別できない場合もありうること等から、議員と同様に、保有個人情報から除外することとした。 ・情報公開条例の規定が「公文書」である場合は、「公文書」とする。 ・行政機関（地方公共団体含む。）の義務等は第5章（第60条以下）に規定があるため、定義も同章か

		らひいてくる（以下同じ。）。 参考 地方自治法第138条第2項の規定による事務局を置いてない市町村の議会においては、同条第4項の規定による議会の職員。
5 この <u>条例</u> において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。	第六十条 2 この章及び第八章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。	
(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの	一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの	
(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの	二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの	
6 この <u>条例</u> において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。	4 この <u>法律</u> において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。	
7 この <u>条例</u> において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。	5 この <u>法律</u> において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。	・仮名加工情報を議会が作出することは、想定し難いが、議会が受け取ることは想定される。この場合の仮名加工情報の取扱い等について、規定を設ける必要があるため、定義規定を設ける。
(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部	一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等	

<p>を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p>	<p>の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p>	
<p>(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p>	<p>二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p>	
<p>8 この<u>条例</u>において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。</p>	<p>6 この<u>法律</u>において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。</p>	<p>・匿名加工情報を議会が作出することは、想定し難いが、議会が受け取ることは想定される。この場合の匿名加工情報の取扱い等について、規定を設ける必要があるため、定義規定を設ける。</p>
<p>(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p>	<p>一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p>	
<p>(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p>	<p>二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p>	
	<p><u>第六十条</u> 5 この章において「<u>条例要配慮個人情報</u>」とは、<u>地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他</u></p>	<p>・条例要配慮個人情報を執行機関が制定する個人情報保護法の施行条例中に規定した場合は、本条第3項の規定に基づき議長が定める規程に追加できるため、「<u>条例要配慮個人情報</u>」は本条例中には規</p>

	<p><u>の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</u></p>	<p>定しない。</p>
<p>9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。</p>	<p>7 この<u>法律</u>において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。</p>	<p>【個人関連情報に該当する事例】</p> <p>1 Cookie等の端末識別子を通じて収集された、ある個人のウェブサイトの閲覧履歴事例</p> <p>2 メールアドレスに結び付いた、ある個人の年齢・性別・家族構成等事例</p> <p>3 ある個人の商品購買履歴・サービス利用履歴事例</p> <p>4 ある個人の位置情報事例</p> <p>5 ある個人の興味・関心を示す情報</p> <p>・個人関連情報は、今後デジタル化によって、増加する可能性がある。各議会においては、議会におけるタブレットの所有者、管理者、費用（政務活動費か否か）、アクセス範囲、アクセス記録の管理、位置情報の管理等について、確認する必要あり</p>
<p>10 この条例において「特定個人情報」とは、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u></p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）第二条</p> <p>8 この法律において「特定個人情報」とは、<u>個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、第八条並びに第四十八条並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。</u></p>	<p>・特定個人情報については番号利用法が特別法として適用され、同法の規定により利用制限（同法第9条）及び提供制限（同法第19条）がかかる。</p> <p>・しかし、提供制限の例外は同法第19条第15号で規定されるのに対し、利用制限の例外は同法第30条第1項の規定により読み替えて適用される個人情報保護法第69条第2項の規定による。</p> <p>・したがって、個人情報保護法の対象外である議会</p>

		<p>については、個人情報保護法第69条第2項の読替え適用が及ばないため、マイナンバー法第32条の趣旨に鑑み、条例で規定する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もともと、議会が特定個人情報を利用することは、番号利用法上規定されておらず(同法第9条(第2項を除く。))、いわゆる独自利用事務においても長その他の執行機関の事務について条例で規定できるのみとされている(同条第2項)。 ・したがって、議会が独自利用事務として特定個人情報を取得することはない。 ・しかし、委任又は法令の規定等により、個人情報を取得すること自体は想定される(旧共済組合法第172条の2及び同法施行令第72条)ため、特定個人情報に係る規定のみは残す(当該特定個人情報については、情報提供ネットワークシステムを使用して提供することはできないため(番号利用法第19条)、情報提供等記録については、規定が不要)。 ・なお、番号利用法第9条第2項の規定が、長その他の執行機関に独自利用事務を限定していることから、議会事務局職員が執行機関の職員として併任発令を受けて処理している事務は、議会事務局の事務ではないと、同法は想定していると解される。
--	--	--

		<p>したがって、同事務について、開示請求等があった場合は、議会事務局に写し等の情報が残っているのではない限り、執行機関に対して請求をすべきことになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、議会が特定個人情報を提供することは、番号利用法上規定されていないため（同法第19条）、特定個人情報の情報提供等をすることもできない。 ・なお、マイナンバー自体は、個人識別符号に当たる（第2条第2項第2号参照）。
	<p>番号利用法</p> <p><u>（情報提供等の記録）</u></p> <p><u>第二十三条 情報照会者及び情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。</u></p> <p>一 <u>情報照会者及び情報提供者の名称</u></p> <p>二 <u>提供の求めの日時及び提供があったときはその日時</u></p> <p>三 <u>特定個人情報の項目</u></p> <p>四 <u>前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項</u></p> <p>2 <u>前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供等記録とは、情報提供ネットワークシステム（番号利用法第2条第14項）を使用した（特定個人情報の）提供の求め又は提供の記録をいう（同法第23条第1項及び第2項）。 ・特定個人情報については、情報提供ネットワークシステムを使用して提供することはできないため（同法第19条）、情報提供等記録については、規定が不要。

	<p><u>使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。</u></p> <p><u>一 個人情報保護法第七十八条(個人情報保護法第二百二十三条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。第三号において同じ。)に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。</u></p> <p><u>二 条例で定めるところにより地方公共団体又は地方独立行政法人が開示する義務を負わない個人情報に該当すると認めるとき。</u></p>	
<p>1 1 <u>この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。</u></p>		
<p>1 2 <u>この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。</u></p>	<p>9 <u>この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。</u></p>	
<p>1 3 <u>この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。</u></p>	<p>1 0 <u>この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。</u></p>	
<p>(議会の責務)</p>	<p>(地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護)</p>	<p>・法では、「保有する個人情報の保護」とされているが、地方公共団体の個人情報保護条例では、同様の内容が「責務」として規定されているため、これを維持する。</p>
<p>第3条 <u>議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な</u></p>	<p>第十二条 <u>地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが</u></p>	

措置を講ずるものとする。	確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。	
第2章 個人情報等の取扱い	第五章 行政機関等の義務等	
(個人情報の保有の制限等)	(個人情報の保有の制限等)	
第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定により <u>その権限に属する事務</u> を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。	第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。）の定める <u>所掌事務又は業務</u> を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。	・「所掌事務」は国家行政組織法上の表現。議会については、地方自治法第96条及び個人情報保護法第69条第2項第3号の規定ぶりを踏まえ、議会「の権限に属する」「事務の遂行」とする。 ・利用「の」目的は行政機関個人情報保護法に合わせた表現。
2 議会は、前項の規定により特定された <u>利用の目的</u> （以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。	2 行政機関等は、前項の規定により特定された <u>利用目的</u> の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。	
3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。	3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。	
(利用目的の明示)	(利用目的の明示)	
第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。	第六十二条 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。	
(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。	一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。	
(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。	二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。	
(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及	三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行	

ぼすおそれがあるとき。	に支障を及ぼすおそれがあるとき。	
(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。	四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。	
(不適正な利用の禁止)	(不適正な利用の禁止)	
第6条 <u>議会</u> は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。	第六十三条 <u>行政機関の長</u> （第二条第八項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第七十四条において同じ。）、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。）は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護法上は、「行政機関」及び「行政機関の長等」との文言の使い分けがされているが、地方公共団体では、いずれの文言においても、「地方公共団体の機関」を指す。 ・個人情報保護委員会としては、「権限行使の主体や具体的義務の対象については、「行政機関の長」をその他のものについては「行政機関」の用語を用いている」とのことであり、議会においても、基本的に同様の整理としているが、主に次の2点について配慮している。 <ul style="list-style-type: none"> ①具体的な義務を課される場合は、機関として負うべきものであるため、「議会」とする。 ②処分等の具体的な行為を行う場合は、議決による決定を要するとすると、過大な手続を要し、かえって住民の利益を害すること等から、「議長」とする。
(適正な取得)	(適正な取得)	
第7条 <u>議会</u> は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。	第六十四条 <u>行政機関の長等</u> は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。	
(正確性の確保)	(正確性の確保)	

<p>第8条 <u>議会</u>は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。</p>	<p>第六十五条 <u>行政機関の長等</u>は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。</p>	
<p>(安全管理措置)</p>	<p>(安全管理措置)</p>	
<p>第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p>	
<p>2 前項の規定は、<u>議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。</u></p>	<p>2 前項の規定は、<u>次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。</u></p> <p>一 <u>行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務</u></p> <p>二 <u>指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。）公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務</u></p> <p>三 <u>第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの</u></p> <p>四 <u>第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの</u></p> <p>五 <u>前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務</u></p>	<p>・「議会に係る個人情報の取扱い」とは、「議会に係る個人情報」の「取扱い」の趣旨。</p>
<p>(従事者の義務)</p>	<p>(従事者の義務)</p>	
<p>第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、<u>前条第二項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び</u></p>	<p>第六十七条 個人情報の取扱いに従事する<u>行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第二項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している</u></p>	<p>・ここでいう職員は第2条第4項に規定する「職員」であり、議員を含まない（趣旨としては同様）。</p> <p>・議長については、議会の事務を統理することから</p>

<p>派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第54条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。</p>	<p>派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第一百七十六条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。</p>	<p>（地方自治法第104条）、本条の義務を課すべきとの考えもありうるが、本条は、（保有個人情報に限らない）個人情報全般を対象としているため、組織共用されていない個人情報に対しても、義務を課すものである。当該義務を議長に課した場合、議長は、議長としての職務上取得・作成した個人情報でなく、一議員として取得した個人情報であっても、業務に関して知り得た個人情報に当たりさえすれば、義務を課されることになってしまい、議長に対してのみ、過大な義務を課すこととなるため、議長にも本条の義務は課さないものとする。</p>
<p>（漏えい等の通知）</p>	<p>（漏えい等の報告等）</p>	
<p>第11条</p>	<p>第六十八条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。</p>	<p>・個人情報保護委員会への報告義務は個人情報保護法の規定によるものであるため、議会には観念しえない。</p>
<p>議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p>	<p>2 前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p>	
<p>(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要</p>	<p>一 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため</p>	

なこれに代わるべき措置をとるとき。	必要なこれに代わるべき措置をとるとき。	
(2) 当該保有個人情報に第21条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。	二 当該保有個人情報に第七十八条第一項各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。	
(利用及び提供の制限)	(利用及び提供の制限)	
第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。	第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。	
2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。	2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。	・議会が該当性を判断するとすると、機関意思決定が必要となるため、議長が該当性を判断することとする。
(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。	一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。	
(2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。	二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。	・第4条第1項参照。
(3) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会若しくは公営企業管理者、市が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。	三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。	・当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人、国の機関及び独立行政法人の順とする。 ・当該地方公共団体の機関の並び順は、地方自治法第七章第三節の規定順とする（各団体内の通例に従うこと。）。

<p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。</p>	<p>四 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。</p>	
<p>3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。</p>	<p>3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の<u>法令</u>の規定の適用を妨げるものではない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 改正後個人情報保護法第69条第3項は、法令間の調整規定だが、条例においては条例間の調整規定とすべき（条例が法令に劣後するのは当然であるため、この点についての規定は不要。）。
<p>4 <u>議長</u>は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための<u>議会の内部における利用を議会の事務局の特定の職員</u>に限るものとする。</p>	<p>4 <u>行政機関の長等</u>は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための<u>行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員</u>に限るものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 議会の事務局の内部組織がない議会においては、「議会の事務局の特定の職員」となる。 議会の事務局を置いていない議会においては、「議会の特定の職員」となる。
<p>5 <u>保有特定個人情報</u>に関しては、<u>第2項第2号から第4号まで及び第30条</u>の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>番号利用法（附則第 五十四条改正後）</p> <p>第三十条 <u>行政機関等（個人情報保護法第二百五条第二項の規定により個人情報保護法第二条第十一項第三号に規定する独立行政法人等又は同項第四号に規定する地方独立行政法人とみなされる個人情報保護法第五十八条第一項各号に掲げる者（次条第一項において「みなし独立行政法人等」という。）を含む。）が保有し、又は保有しようとする特定個人情報（第二十三条（第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録されたものを除く。）</u>に関しては、<u>個人情報保護法第六十九条第二項第二号から第四号まで及び第八十八条</u>の規定は適用しないものとし、<u>個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 議会が情報提供ネットワークを用いた情報連携を行い、情報提供の記録を保有することは想定されないが、議会がマイナンバー付きの情報を持つことが完全に否定される訳ではないため、本規定自体は、存置するのが適当。 第30条の読替えについては、第30条参照。 読替後の第31条の規定手数料に係る規定)について、議長が認めるときに、(長が)手数料を減免できる旨の規定とする。

			句とする。			
			読み替えられ る <u>個人情報保 護法の規定</u>	読み替えられ る字句	読み替える字 句	
第12条第1項	法令に基づく場合 を除き、利用目的以 外の目的	利用目的以外の目 的	第六十九条第 一項	法令に基づく 場合を除き、 利用目的以外 の目的	利用目的以外 の目的（ <u>独立 行政法人等に あつては、行 政手続におけ る特定の個人 を識別するた めの番号の利 用等に関する 法律（平成二 十五年法律第 二十七号）第 九条第五項の 規定に基づく 場合を除き、 利用目的以外 の目的</u> ）	
	自ら利用し、又は提 供してはならない	自ら利用してはな らない		自ら利用し、 又は提供して	自ら利用して はならない	

					はならない		
<u>第12条第2項</u>	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する		<u>第六十九条第2項</u>	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する	
<u>第12条第2項第1号</u>	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき		<u>第六十九条第2項第一号</u>	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき	
				<u>第八十九条第3項</u>	配慮しなればならない	配慮しなればならない。 この場合において、 <u>行政機関の長及び地方公共団体の機関</u> は、経済的困難その他特別の理由があると認める	・手数料は無料とするため、第31条の読替えは削除

						ときは、 <u>政令</u> <u>及び条例で定</u> <u>めるところに</u> <u>より、当該手</u> 数料を減額 し、又は免除 することがで きる		
<u>第39条第1項第</u> <u>1号</u>	又は <u>第12条第1</u> <u>項及び第2項の規</u> 定に違反して利用 されているとき	<u>第12条第5項の</u> 規定により読み替 えて適用する <u>同条</u> <u>第1項及び第2項</u> (第1号に係る部 分に限る。)の規定 に違反して利用さ れているとき、 <u>番号</u> <u>利用法第20条の</u> 規定に違反して収 集され、若しくは保 管されているとき、 又は番号利用法第 29条の規定に違 反して作成された		<u>第九十八条第</u> <u>一項第一号</u>	又は <u>第六十九</u> <u>条第一項及び</u> <u>第二項の規定</u> に違反して利 用されている とき	<u>行政手続にお</u> <u>ける特定の個</u> <u>人を識別する</u> <u>ための番号の</u> <u>利用等に関する</u> <u>法律第三十</u> <u>条第一項の規</u> 定により読み 替えて適用す る <u>第六十九条</u> <u>第一項及び第</u> <u>二項（第一号</u> に係る部分に 限る。)の規定 に違反して利		

		特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき			用されているとき、 <u>同法</u> 第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき		
<u>第39条第1項第2号</u>	<u>第12条第1項及び第2項</u>	<u>番号利用法第19条</u>		<u>第九十八条第1項第2号</u>	<u>第六十九条第1項及び第2項又は第七十一条第1項</u>	<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の</u>	

		<p>利用等に関する法律第十九条</p>	
<p>(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)</p>	<p>(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)</p>		
<p>第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。</p>	<p>第七十条 行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。</p>		
	<p>(外国にある第三者への提供の制限)</p> <p>第七十一条 行政機関の長等は、外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条において同じ。)(個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)にある第三者(第十六条第三項に規定する個人データの取扱いについて前章第二節の規定により同条第二項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置(第三項において「相当措置」という。)を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外国への提供は想定しないため規定を設けない。 ・法第71条の規定は、GDPRの十分性認定のような、他国との関係において、相互に提供制限を緩和する認定をするような場合に意義があるが、議会においてはそのような関係は想定しづらい。 	

	<p>除く。以下この項及び次項において同じ。) に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。</p> <p>2 行政機関の長等は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。</p> <p>3 行政機関の長等は、保有個人情報を外国にある第三者（第一項に規定する体制を整備している者に限る。）に利用目的以外の目的のために提供した場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。</p>	
(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)	(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)	
<p>第14条 <u>議長</u>は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講</p>	<p>第七十二条 <u>行政機関の長等</u>は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情</p>	

ずることを求めるものとする。	報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。	
(仮名加工情報の取扱いに係る義務)	(仮名加工情報の取扱いに係る義務)	
第15条 <u>議会</u> は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第50条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。	第七十三条 <u>行政機関の長等</u> は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第二百二十八条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。	
2 <u>議長</u> は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。	2 <u>行政機関の長等</u> は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。	
3 <u>議会</u> は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。	3 <u>行政機関の長等</u> は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに第四十一条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。	
4 <u>議会</u> は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。	4 <u>行政機関の長等</u> は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の	

	情報を利用してはならない。	
5 前各項の規定は、 <u>議会</u> に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。	5 前各項の規定は、 <u>行政機関の長等</u> から仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。	
(匿名加工情報の取扱いに係る義務)	(匿名加工情報の取扱いに係る義務)	
第16条	<p>第百二十三条 <u>行政機関等は、匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。）を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・匿名加工情報については、議会が取得すること（執行機関が提供した匿名加工情報の提供を受ける場合）が想定されるため、取扱いの規定は設ける。 ・法は第121条で行政機関等匿名加工情報について、第123条第1項でそれ以外の匿名加工情報について、取扱いを定めている。 ・しかし、議会においては、行政機関等匿名加工情報に相当する情報は想定されないため、合わせて匿名加工情報の取扱いに係る規定とする。 ・もともと、第123条第1項について、単に匿名加工情報としてしまうと、執行機関の第121条第1項に比べて、厳格な規制となってしまう。 ・第123条第1項については、地方公共団体の意思決定機関である議会が匿名加工情報を第三者に提供することは想定されないことから、相当する規定は設けないこととする。
<u>議会</u> は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、	2 <u>行政機関等</u> は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を	

<p>当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。</p>	<p>識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第四十三条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。</p>	
<p>2 <u>議会</u>は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして<u>議長</u>が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>3 <u>行政機関等</u>は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして<u>個人情報保護委員会規則</u>で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>・具体的な作為義務を定めるものであり、議長に義務を課すこととするとも考えられるが、議長が定める基準に従うこととしているため、法の規定に合わせて主語を議会とした。</p>
<p>3 前2項の規定は、<u>議会に係る</u>匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。</p>	<p>4 前二項の規定は、<u>行政機関等</u>から匿名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。</p>	
<p><u>(登録簿)</u></p>		<p>・山陽小野田市個人情報保護法施行条例と同一の規定内容を追加する。</p>
<p>第17条 <u>議会は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「登録簿」という。）を備えなければならない。</u></p>		
<p><u>(1) 個人情報を取り扱う事務の名称</u></p>		
<p><u>(2) 個人情報を取り扱う事務の目的</u></p>		
<p><u>(3) 個人情報を取り扱う組織の名称</u></p>		
<p><u>(4) 個人情報の対象者の範囲</u></p>		
<p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、議長が定める事項</u></p>		
<p>2 <u>議会は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を</u></p>		

更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。		
3 前2項の規定にかかわらず、議会は、やむを得ない理由により、これらの規定による登録ができないときは、当該個人情報を取り扱う事務を開始し、変更し、又は廃止した日以後において当該登録をすることができる。		
4 議会は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。		
5 第1項及び第2項の規定は、議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に関する事務については、適用しない。		
第3章 個人情報ファイル	第三節 個人情報ファイル	
(個人情報ファイル簿の作成及び公表)	(個人情報ファイル簿の作成及び公表)	
第18条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。	第七十五条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿(以下この章において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。	
(1) 個人情報ファイルの名称	改正後個人情報保護法第七十四条 一 個人情報ファイルの名称	
(2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	二 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	・「組織」とは所管課室を指す(個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(令和3年11月時点版)5-1-1)。 (参考)内部組織がない事務局は事務局となり、事務局を設置していない市町村議会の場合はこの号は不要となる。
(3) 個人情報ファイルの利用目的	三 個人情報ファイルの利用目的	

(4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。 <u>次項第1号カ</u> において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（ <u>次項第2号</u> において「記録範囲」という。）	四 個人情報ファイルに記録される項目（以下この節において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。 <u>次項第九号</u> において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この節において「記録範囲」という。）	
(5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法	五 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この節において「記録情報」という。）の収集方法	
(6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	
(7) 記録情報を <u>議会</u> 以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先	七 記録情報を <u>当該機関</u> 以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先	
(8) <u>次条第1項、第32条第1項又は第39条第1項</u> の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地	九 <u>第七十六条第一項、第九十条第一項又は第九十八条第一項</u> の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地	・「組織」とは所管課室を指す（個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（令和3年11月時点版）5-1-1）。
(9) <u>第32条第1項</u> ただし書又は <u>第39条第1項</u> ただし書に該当するときは、その旨	十 <u>第九十条第一項</u> ただし書又は <u>第九十八条第一項</u> ただし書に該当するときは、その旨	
	十一 その他政令で定める事項	・第1項の本文中に規定。
2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。	第七十五条 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。	
(1) <u>次に掲げる</u> 個人情報ファイル	一 前条第二項第一号から第十号までに掲げる個人情報ファイル	
	改正後個人情報保護法第七十四条 一 <u>国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル</u>	・地方議会は該当しない。
	二 <u>犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公</u>	・地方議会は該当しない。

	<u>訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル</u>	
ア <u>議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイル</u> であって、専らその人事、 <u>議員報酬、給与又は報酬</u> 、福利厚生に関する事項 <u>その他</u> これらに準ずる事項を記録するもの	三 <u>当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイル</u> であって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（ <u>当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。</u> ）	・「賃金」は平成三十二年（令和二年）四月一日から削除されているため（地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成 31 年総務省令第 37 号））、規定しない（過去のものについては、「その他これらに準ずる事項」に当たる。）。
イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル	四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル	
	<u>五 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイル</u> であって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の <u>範囲内のもの</u>	・条例（案）第 18 条第 2 項第 2 号参照。
ウ 1 年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル	六 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル	
エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの	七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの	・「金銭の送付」とは、個人情報保護法では、謝金等を支払うための口座番号等を記載したリスト等を意味する（個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（令和 3 年 11 月時点版）5-1-2）が、特定物として金銭を送付する場合も想定しえないとは言えないため、規定としては維持。
オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの	八 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの	

<p>カ 本人の数が<u>議長が定める数</u>に満たない個人情報ファイル</p>	<p>九 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル</p>	<p>・「政令で定める数」は、現行の行政機関個人情報保護法施行令では1,000人とされている。</p>
<p>キ <u>アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル</u></p>	<p>十 <u>第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル</u></p>	
<p>(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの</p>	<p>第七十五条 二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの</p>	
<p>(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして<u>議長が定める個人情報ファイル</u></p>	<p>三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして<u>政令で定める個人情報ファイル</u></p>	
<p>3 第1項の規定にかかわらず、<u>議長</u>は、記録項目の一部若しくは<u>同項第5号若しくは第7号</u>に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。</p>	<p>3 第一項の規定にかかわらず、<u>行政機関の長等</u>は、記録項目の一部若しくは<u>前条第一項第五号若しくは第七号</u>に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。</p>	
	<p>5 前各項の規定は、<u>地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。</u></p>	<p>・執行機関が定める個人情報保護法の施行条例中にいわゆる「登録簿」を規定する場合は、本条例に規定するかどうかの調整が必要となる。 ・登録簿を規定する場合は、「第2章の個人情報の取扱い」中に規定することが考えられる。</p>

第4章 開示、訂正及び利用停止	第四節 開示、訂正及び利用停止	
第1節 開示	第一款 開示	
(開示請求権)	(開示請求権)	
第19条 何人も、この <u>条例</u> の定めるところにより、 <u>議長</u> に対し、 <u>議会</u> の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。	第七十六条 何人も、この法律の定めるところにより、 <u>行政機関の長等</u> に対し、 <u>当該行政機関の長等の属する行政機関等</u> の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。	
2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第49条において「開示請求」という。）をすることができる。	2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第二百二十七条において「開示請求」という。）をすることができる。	
(開示請求の手続)	(開示請求の手続)	
第20条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を <u>議長</u> に提出してしなければならない。	第七十七条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「開示請求書」という。）を <u>行政機関の長等</u> に提出してしなければならない。	
(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所	一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所	
(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項	二 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項	
2 前項の場合において、開示請求をする者は、 <u>議長</u> が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。	2 前項の場合において、開示請求をする者は、 <u>政令</u> で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。	
3 <u>議長</u> は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした	3 <u>行政機関の長等</u> は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、	

<p>者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、<u>議長</u>は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。</p>	<p>開示請求をした者（以下この節において「開示請求者」という。）に対し、相当の 期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、<u>行政機関の長等</u>は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。</p>	
<p>（保有個人情報の開示義務）</p>	<p>（保有個人情報の開示義務）</p>	
<p>第21条 <u>議長</u>は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p>	<p>第七十八条 <u>行政機関の長等</u>は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）の いずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会保有個人情報の開示決定等の処分権者、即ち処分庁は議会事務統理権・代表権を有する議長とし、行政不服審査法第4条第1号に基づき、審査庁とする。 ※地方自治法上の「機関」ではない議長に対して、条例の規定により（講学上の）行政庁としての地位を与える創設的规定。 ・ 「(情報公開条例第〇〇条に規定する情報を除く。)又は情報公開条例第〇〇条に規定する情報」は、法第七十八条第二項に対応する条文。 ・ 情報公開条例との整合性を確認する必要がある。
<p>(1) 開示請求者（<u>第19条第2項</u>の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに<u>第28条第1項</u>において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p>	<p>一 開示請求者（<u>第七十六条第二項</u>の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに<u>第八十六条第一項</u>において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p>	
<p>(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報</p>	<p>二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該 情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができ</p>	

<p>と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p>	<p>るもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p>	
<p>ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p>	<p>イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p>	
<p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p>	<p>ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p>	
<p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p>	<p>ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。)、独立行政法人等の職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p>	
<p>(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p>	<p>三 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p>	
<p>ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p>	<p>イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p>	

<p>イ <u>議会</u>の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p>	<p>ロ <u>行政機関等</u>の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p>	
	<p>四 <u>行政機関の長が第八十二条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報</u></p>	<p>・地方議会は該当しない。</p>
	<p>五 <u>行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報</u></p>	<p>・都道府県に係る規定。</p>
<p>(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p>六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p>	
<p>(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を</p>	<p>七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正</p>	

及ぼすおそれがあるもの	な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの	
	イ <u>独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ</u>	・地方議会では想定できない。
ア <u>議長が第25条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ</u>	ロ <u>独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ</u>	
イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ	ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ	
ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ	ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ	
エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ	ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ	
オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ	ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ	
カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ	ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ	
	2 <u>地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（）」とあるのは、「掲げる情報（情報</u>	・21条本文中に規定した。 ・情報公開条例との整合性を確認する必要がある。

	<p><u>公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（」とする。</u></p>	
(部分開示)	(部分開示)	
<p>第22条 <u>議長</u>は、開示請求に係る保有個人情報に非公開情報が含まれている場合において、非公開情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。</p>	<p>第七十九条 <u>行政機関の長等</u>は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。</p>	
<p>2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p>	<p>2 開示請求に係る保有個人情報に前条第一項第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する</p>	
(裁量的開示)	(裁量的開示)	
<p>第23条 <u>議長</u>は、開示請求に係る保有個人情報に非公開情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。</p>	<p>第八十条 <u>行政機関の長等</u>は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。</p>	
(保有個人情報の存否に関する情報)	(保有個人情報の存否に関する情報)	

<p>第24条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、<u>議長</u>は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。</p>	<p>第八十一条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、<u>行政機関の長等</u>は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。</p>	
<p>(開示請求に対する措置)</p>	<p>(開示請求に対する措置)</p>	
<p>第25条 <u>議長</u>は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し<u>議長</u>が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、<u>第5条第2号又は第3号</u>に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。</p>	<p>第八十二条 <u>行政機関の長等</u>は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、<u>第六十二条第二号又は第三号</u>に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。</p>	
<p>2 <u>議長</u>は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>	<p>2 <u>行政機関の長等</u>は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>	
<p>(開示決定等の期限)</p>	<p>(開示決定等の期限)</p>	
<p>第26条 開示決定等は、開示請求があった日から<u>15日以内</u>にしなければならない。ただし、<u>第20条第3項</u>の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>	<p>第八十三条 開示決定等は、開示請求があった日から三十日以内にならなければならない。ただし、<u>第七十七条第三項</u>の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の条例では、開示決定の期限が15日以内としている例が多いが、開示決定期限は30日以内であれば、個人情報保護法の施行条例で各地方公共団体が定めることが許容されている。(議会の条例で30日を超える期間とすることは可能だが、執行部の期間と齟齬を生じることとなる。) ・山陽小野田市個人情報保護法施行条例と同一の規定内容とするため15日以内と規定する。

<p>2 前項の規定にかかわらず、<u>議長</u>は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を<u>15日以内</u>に限り延長することができる。この場合において、<u>議長</u>は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、<u>行政機関の長等</u>は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内限り延長することができる。この場合において、<u>行政機関の長等</u>は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>	<p>・山陽小野田市個人情報保護法施行条例と同一の規定内容とするため15日以内と規定する。</p>
<p>(開示決定等の期限の特例)</p>	<p>(開示決定等の期限の特例)</p>	
<p>第27条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から<u>30日以内</u>にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、<u>議長</u>は、開示請求に係る保有個人情報のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、<u>議長</u>は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p>	<p>第八十四条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内その全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、<u>行政機関の長等</u>は、開示請求に係る保有個人情報のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、<u>行政機関の長等</u>は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p>	<p>・開示決定期限の特例は60日以内であれば、個人情報保護法の施行条例で各地方公共団体が定めることが許容されている。(議会の条例で60日を超える期間とすることは可能だが、執行部の期間と齟齬を生じることとなる。)</p> <p>・山陽小野田市個人情報保護法施行条例と同一の規定内容とするため30日以内と規定する。</p>
<p>(1) この条の規定を適用する旨及びその理由</p>	<p>一 この条の規定を適用する旨及びその理由</p>	
<p>(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限</p>	<p>二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限</p>	
<p>2 前条の規定による開示決定等しなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。</p>		<p>・議長及び副議長がともに欠けている(具体的には、任期満了、議会の解散等を想定)期間中は、処分庁が存在せず、処分をすることが不可能なため、当該期間の日数は、標準処理期間に算定しない(議長のみが欠けているときは、地方自治法第106条第1項の規定により副議長が処分庁となる。)。なお、議長に事故がある場合は、処分庁は存在しており、処</p>

		分をすることが不可能とはいえないため、標準処理期間に算入する。
	(事案の移送)	
	<p><u>第八十五条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報</u>が当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたものであるとき、<u>その他の行政機関の長等において開示決定等</u>をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、<u>当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送</u>することができる。この場合においては、<u>移送をした行政機関の長等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を</u>書面により通知しなければならない。</p>	<p>・移送については、執行機関の条例において規定を設け、かつ、本条例において規定を設けることが必要となるが、行政課担当者としては、条例で移送の規定を設けることは、執行機関の条例においても、法律上困難ではないかとの意見あり、条例に規定しないこととする。</p>
	<p><u>2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該開示請求についての開示決定等</u>をしなければならない。 <u>この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。</u></p>	
	<p><u>3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第八十二条第一項の決定（以下この節において「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長等は、開示の実施を</u>しなければならない。この場合において、<u>移送をした行政機関の長等は、当該開示の実施に必要な協力を</u>しなければならない。</p>	
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)	(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)	
<p>第28条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、<u>第46条第2項第3号及び第47条</u>において「第三者」という。）に関する情報が含まれているとき</p>	<p>第八十六条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、<u>第百五条第二項第三号及び第百七条第一項</u>において「第三者」という。）に関する</p>	<p>・情報公開条例の第三者意見提出の機会の付与等との整合性を取る必要あり（個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド「情報公開条例</p>

<p>は、<u>議長</u>は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、<u>議長</u>が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他<u>議長</u>が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p>	<p>情報が含まれているときは、<u>行政機関の長等</u>は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、<u>政令</u>で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他<u>政令</u>で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p>	<p>の改正を行う場合の条文のイメージ」参照)。</p>
<p>2 <u>議長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、<u>議長</u>が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他<u>議長</u>が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p>	<p>2 <u>行政機関の長等</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、<u>政令</u>で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他<u>政令</u>で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p>	
<p>(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が<u>第21条第2号イ又は同条第3号ただし書</u>に規定する情報に該当すると認められるとき。</p>	<p>一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が<u>第七十八条第一項第二号ロ又は同項第三号ただし書</u>に規定する情報に該当すると認められるとき。</p>	
<p>(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を<u>第23条</u>の規定により開示しようとするとき。</p>	<p>二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を<u>第八十条</u>の規定により開示しようとするとき。</p>	
<p>3 <u>議長</u>は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、<u>議長</u>は、開示決定後直ちに、当該意見書（<u>第46条</u>において「<u>反対意見書</u>」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p>	<p>3 <u>行政機関の長等</u>は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、<u>行政機関の長等</u>は、開示決定後直ちに、当該意見書（<u>第百五条</u>において「<u>反対意見書</u>」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p>	

(開示の実施)	(開示の実施)	
<p>第29条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図面に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して<u>議長</u>が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、<u>議長</u>は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図面の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。</p>	<p>第八十七条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図面に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して<u>行政機関等</u>が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、<u>行政機関の長等</u>は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図面の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。</p>	
<p>2 <u>議長</u>は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。</p>	<p>2 <u>行政機関等</u>は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。</p>	
<p>3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、<u>議長</u>が定めるところにより、<u>議長</u>に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。</p>	<p>3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、<u>政令</u>で定めるところにより、当該開示決定をした<u>行政機関の長等</u>に対し、その求める開示の実施の方法<u>その他の政令で定める事項</u>を申し出なければならない。</p>	<p>・実施の方法その他の「政令で定める事項」については、「議長が定めるところにより」「申し出なければならない」の中に含まれると考えられるため、文言整理。なお、「政令で定めるところにより」及び「政令で定める事項」が同じ項中に存在する条項は、他に第18条第1項並びに第28条第1項及び第2項が存するが、「政令で定める事項」が、第18条第1項では個人情報ファイル簿の記載事項を定義する内容であるため、第28条第1項及び第2項では「議長が定めるところにより」と別の箇所にかかるため、維持することとした。</p>
<p>4 前項の規定による申出は、<u>第25条第1項</u>に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることが</p>	<p>4 前項の規定による申出は、<u>第八十二条第一項</u>に規定する通知があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出を</p>	<p>・申出期限は30日以内であれば、個人情報保護法の施行条例で各地方公共団体が定めることが許容</p>

<p>できないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。</p>	<p>することができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。</p>	<p>されている。(議会の条例で 30 日を超える期間とすることは可能だが、執行機関の期間と齟齬を生じることとなる。)</p>
<p>(他の法令による開示の実施との調整)</p>	<p>(他の法令による開示の実施との調整)</p>	
<p>第 30 条 <u>議長</u>は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第 1 項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。</p>	<p>第八十八条 <u>行政機関の長等</u>は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。</p>	
<p>2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第 1 項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。</p>	<p>2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。</p>	
<p>(開示請求の手数料等)</p>	<p>(手数料)</p>	
<p>第 31 条 <u>開示請求に係る手数料は、無料とする。</u></p>	<p>第八十九条</p> <p><u>2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。</u></p> <p><u>3 前二項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。</u></p> <p>個人情報保護法の施行に係る関係条例の条文イメージ(個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド [令和 3 年 1 1 月時点暫定版])</p> <p>(開示請求に係る手数料)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・執行機関側の手数料との調整が必要。 ・本条例中に規定せず、手数料条例中に規定する方法もある。 ・現行の個人情報保護条例では手数料は無料とし、写しの交付等に係る実費のみ徴収している地方公共団体が多い。無料とする場合は、保有特定個人情報に関する読み替え規定第 12 条中の第 31 条の読み替えは必要なくなる(第 31 条の規定を設けないことも考えられる。)

	<p>第六条 法第八十九条第二項の規定により納付しなければならない手数料の額は、開示請求に係る保有個人情報記録されている地方公共団体等行政文書一件当たり〇〇円とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法第 89 条が「実費の範囲内において」と規定しているが、法の適用がある地方公共団体の機関において、コピー代や記録媒体の費用等の実費について、開示請求の手数料とは別に徴収することは可能。 ・山陽小野田市個人情報保護法施行条例と同一の規定とするため、手数料は無料とする。
<p>2 <u>第 2 9 条第 1 項の規定により写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</u></p>		<ul style="list-style-type: none"> ・山陽小野田市個人情報保護法施行条例と同一の規定内容を追加する。
<p>第 2 節 訂正</p>	<p>第二款 訂正</p>	
<p>(訂正請求権)</p>	<p>(訂正請求権)</p>	
<p>第 3 2 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。<u>第 3 9 条第 1 項</u>において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、<u>議長</u>に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p>	<p>第九十条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。<u>第九十八条第一項</u>において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、<u>当該保有個人情報を保有する行政機関の長等</u>に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p>	
<p>(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報</p>	<p>一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報</p>	
<p>(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、<u>第 3 0 条第 1 項</u>の他の法令の規定により開示を受けたもの</p>	<p>二 開示決定に係る保有個人情報であって、<u>第八十八条第一項</u>の他の法令の規定により開示を受けたもの</p>	
<p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び<u>第 4 9 条</u>において「訂正請求」という。）をすることができる。</p>	<p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この節及び<u>第二百二十七条</u>において「訂正請求」という。）をすることができる。</p>	

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。	3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内に行わなければならない。	・訂正請求期限は90日以内であれば、個人情報保護法の施行条例で各地方公共団体が定めることが許容されている。(議会の条例で90日を超える期間とすることは可能だが、執行機関の期間と齟齬を生じることとなる。)
(訂正請求の手続)	(訂正請求の手続)	
第33条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「訂正請求書」という。)を <u>議長</u> に提出してしなければならない。	第九十一条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第三項において「訂正請求書」という。)を <u>行政機関の長等</u> に提出してしなければならない。	
(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所	一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所	
(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項	二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項	
(3) 訂正請求の趣旨及び理由	三 訂正請求の趣旨及び理由	
2 前項の場合において、訂正請求をする者は、 <u>議長が定めるところにより</u> 、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。	2 前項の場合において、訂正請求をする者は、 <u>政令で定めるところにより</u> 、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。	
3 <u>議長</u> は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下この章において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。	3 <u>行政機関の長等</u> は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下この節において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。	
(保有個人情報の訂正義務)	(保有個人情報の訂正義務)	
第34条 <u>議長</u> は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由がある	第九十二条 <u>行政機関の長等</u> は、訂正請求があった場合において、当該訂正	

と認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。	請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。	
(訂正請求に対する措置)	(訂正請求に対する措置)	
第35条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	第九十三条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	
2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	
(訂正決定等の期限)	(訂正決定等の期限)	
第36条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第33条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。	第九十四条 前条各項の決定（以下この節において「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十一条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。	・訂正決定期限は30日以内であれば、個人情報保護法の施行条例で各地方公共団体が定めることが許容されている。（議会の条例で30日を超える期間とすることは可能だが、執行機関の期間と齟齬を生じることとなる。）。
2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。	2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。	・延長期間は30日以内であれば、個人情報保護法の施行条例で各地方公共団体が定めることが許容されている。（議会の条例で30日を超える期間とすることは可能だが、執行機関の期間と齟齬を生じることとなる。）。
(訂正決定等の期限の特例)	(訂正決定等の期限の特例)	
第37条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規	第九十五条 行政機関の長等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認める	

<p>定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、<u>議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</u></p>	<p>ときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、<u>行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</u></p>	
<p>(1) この条の規定を適用する旨及びその理由</p>	<p>一 この条の規定を適用する旨及びその理由</p>	
<p>(2) 訂正決定等をする期限</p>	<p>二 訂正決定等をする期限</p>	
<p><u>2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。</u></p>		<p>・第27条第2項参照。</p>
	<p>(事案の移送)</p>	
	<p><u>第九十六条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報第八十五条第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の行政機関の長等において訂正決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</u></p>	<p>・移送については、法の規定の限界上、規定しないこととする。</p>
	<p><u>2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。</u></p>	
	<p><u>3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第九十三条第一項の決定（以下この項及び次条において「訂正決定」という。）をしたとき</u></p>	

	は、移送をした行政機関の長等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならぬ。	
(保有個人情報の提供先への通知)	(保有個人情報の提供先への通知)	
第38条 議長は、第35条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。	第九十七条 行政機関の長等は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。	
第3節 利用停止	第三款 利用停止	
(利用停止請求権)	(利用停止請求権)	
第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。	第九十八条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。	
(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去	一 第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去	
(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止	二 第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止	
2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第49条において「利用停止請求」という。）をすることができる。	2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第二百二十七条において「利用停止請求」という。）をすることがで	

	きる。	
3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。	3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内に行わなければならない。	・利用停止請求の期限は90日以内であれば、個人情報保護法の施行条例で各地方公共団体が定めることが許容されている。(議会の条例で90日を超える期間とすることは可能だが、執行機関の期間と齟齬を生じることとなる。)
(利用停止請求の手続)	(利用停止請求の手続)	
第40条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「利用停止請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。	第九十九条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第三項において「利用停止請求書」という。)を行政機関の長等に提出してしなければならない。	
(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所	一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所	
(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項	二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項	
(3) 利用停止請求の趣旨及び理由	三 利用停止請求の趣旨及び理由	
2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。	2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。	
3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下この章において「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。	3 行政機関の長等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下この節において「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。	
(保有個人情報の利用停止義務)	(保有個人情報の利用停止義務)	

<p>第41条 <u>議長</u>は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、<u>議会</u>における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p>	<p>第百条 <u>行政機関の長等</u>は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、<u>当該行政機関の長等の属する行政機関等</u>における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p>	
<p>(利用停止請求に対する措置)</p>	<p>(利用停止請求に対する措置)</p>	
<p>第42条 <u>議長</u>は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>	<p>第百一条 <u>行政機関の長等</u>は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>	
<p>2 <u>議長</u>は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>	<p>2 <u>行政機関の長等</u>は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>	
<p>(利用停止決定等の期限)</p>	<p>(利用停止決定等の期限)</p>	
<p>第43条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、<u>第40条第3項</u>の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>	<p>第百二条 前条各項の決定（以下この節において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、<u>第九十九条第三項</u>の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p>	
<p>2 前項の規定にかかわらず、<u>議長</u>は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、<u>議長</u>は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、<u>行政機関の長等</u>は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、<u>行政機関の長等</u>は、利用停止請求</p>	

び延長の理由を書面により通知しなければならない。	者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。	
(利用停止決定等の期限の特例)	(利用停止決定等の期限の特例)	
第44条 <u>議長</u> は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、 <u>議長</u> は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。	第百三条 <u>行政機関の長等</u> は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、 <u>行政機関の長等</u> は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。	
(1) この条の規定を適用する旨及びその理由	一 この条の規定を適用する旨及びその理由	
(2) 利用停止決定等をする期限	二 利用停止決定等をする期限	
2 <u>前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。</u>		・第27条第2項参照。
第4節 審査請求	第四款 審査請求	
(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)	(地方公共団体の機関等における審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)	
第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法 <u>(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。</u>	第百六条 <u>地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第九条第一項から第三項まで、第十七条、第四十条、第四十二条、第二章第四節及び第五十条第二項の規定は、適用しない。</u>	・従来の条例の規定を踏襲したもの。
(審査会への諮問)	(審査会への諮問)	
第46条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若	第百五条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請	・審査会については、①議会に審査会を置く、②執行

<p>しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、<u>議長</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第30号）第2条に規定する山陽小野田市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）</u>に諮問しなければならない。</p>	<p>求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき<u>行政機関の長等</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）</u>に諮問しなければならない。</p>	<p>機関の附属機関である審査会に諮問する、③行政不服審査会に諮問することが考えられるが、従来の条例で多数であった②を想定した規定とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この場合、議長が行った行政処分への審査請求に関して執行機関の附属機関に諮問することについて、整理をすることが望ましい。 ・なお、①を採用する場合、地方自治法上、議会には附属機関は設置できないと解されていることについて、整理が必要となる。 ・規定順としては、審理員による審理手続の規定の適用除外→審査会への諮問の独自規定が自然。国についてはその順（104条→105条）となっており、その形に倣うこととする。 <p>※既存の条例の個人情報保護審査会を用いる場合、当該条例の担当事務に本条例（案）事務を加える必要がある。</p>
<p>(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合</p>	<p>一 審査請求が不適法であり、却下する場合</p>	
<p>(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）</p>	<p>二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）</p>	
<p>(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合</p>	<p>三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合</p>	
<p>(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利</p>	<p>四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報</p>	

用停止をすることとする場合	の利用停止をすることとする場合	
2 前項の規定により諮問した <u>場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</u>	2 前項の規定により諮問をした <u>行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</u>	・議長は一人のため、表現調整。
(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）	一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法 <u>第十三条第四項</u> に規定する参加人をいう。以下この項及び <u>第一百七条第一項第二号</u> において同じ。）	
(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）	二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）	
(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）	三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）	
	3 前二項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について <u>準用する。この場合において、第一項中「情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）」とあるのは、「行政不服審査法第八十一条第一項又は第二項の機関」と読み替えるものとする。</u>	
(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)	(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)	
第47条 <u>第28条第3項</u> の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。	第一百七条 <u>第八十六条第三項</u> の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。	
(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決	一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決	
(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）	二 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）	
	2 <u>開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若し</u>	・審査請求に関する規定については、本条例第46条

	<p>くは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人にあっては、条例）で定めるところにより、行政不服審査法第四条の規定の特例を設けることができる。</p>	<p>及び第 47 条に定めるもののほか、一般法である行政不服審査法が適用され、同法は、条例事項を限定的に規定している。そのため、一般的にこのような準用規定を設ける意義は低い。</p>
第 5 章 雑則	第六節 雑則	
(適用除外)	(適用除外等)	
	<p>第二百二十四条 第四節の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。</p>	<p>・議会が行うことは想定されない処分等のため不要。</p>
<p>第 4 8 条 保有個人情報（非公開情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>第 4 章（第 4 節を除く。）</u>の規定の適用については、<u>議会</u>に保有されていないものとみなす。</p>	<p>2 保有個人情報（<u>行政機関情報公開法</u>第五条、<u>独立行政法人等情報公開法</u>第五条又は<u>情報公開条例</u>に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>第四節（第四款を除く。）</u>の規定の適用については、<u>行政機関等</u>に保有されていないものとみなす。</p>	
(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)	(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)	
<p>第 4 9 条 <u>議長</u>は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p>	<p>第二百二十七条 <u>行政機関の長等</u>は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は<u>第一百十二条第一項若しくは第一百八条第一項</u>の提案（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、<u>当該行政機関の長等の属す</u></p>	

	る行政機関等が保有する保有個人情報の特定又は当該提案に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。	
(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)	(行政機関等における個人情報等の取扱いに関する苦情処理)	
第50条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。	第二百二十八条 行政機関の長等は、行政機関等における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。	
(審査会へのその他の諮問)	(地方公共団体に置く審議会等への諮問)	
第51条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。	第二百二十九条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。	・第46条参照。
(施行の状況の公表)	(施行の状況の公表)	
	第六十五条 委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。	・地方議会は、個人情報保護委員会から報告を求められることはない。
第52条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。	2 委員会は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。	
(委任)		
第53条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。		
第6章 罰則	第八章 罰則	
第54条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において	第七十六条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第六十六条第二項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは第二百二十一条第	・議員（議長含む。）は罰則の対象外。 ・長や副知事・副市町村長は、罰則の対象とされてお

<p>て個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p>	<p>三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>り、これとの均衡が問題となるが、①議会における議員の自由な発言の保障の必要性は高いこと、②（免責特権がない）地方議会議員に対し、発言について罰則を設けることは萎縮効果を生じるおそれがあること、③国会議員についても罰則は設けられていないこと等から、議員に罰則を設けないこととする。</p> <p>・議長については、議会の事務を統理することから（地方自治法第104条）、事務局の職員と同様に罰則の対象とすべきとの見解もあるが、①罰則規定は作為又は不作為義務を前提とするところ、本条例（例）で義務を負うのは機関としての議会であり、議長ではないこと（第10条等）、②議長である議員が得た個人情報ファイルが、議長として得たものか議員として得たものかは判断が困難であること、③議長を罰則の対象とするならば、議長経験者である議員も議長であった者として罰則の対象とすることとなるが、職員であった者が新たに個人情報ファイルを正当に入手することは想定しづらいのに対し、議長経験者である議員は議員活動の中で個人情報ファイルを入手することも想定され、議長経験者である議員の議員活動に支障をきたす恐れがあること等から、議長も罰則の対象</p>
--	---	---

		<p>外とすることとする。</p> <p>・なお、議員に罰則を課さなかったとしても、議員の職務に背いた発言を行った場合、議員の属する議会の地方公共団体は、国家賠償法の規定による損害賠償責任を負う場合がある（最判 H9.9.9 民集 51.8.3850）。</p>
<p>第55条 <u>前条</u>に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第百八十条 <u>第一百七十六条</u>に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	
<p>第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第百八十一条 <u>行政機関等</u>の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>・議長については、議会の事務を統理することから（地方自治法第104条）、事務局の職員と同様に罰則の対象とすべきとの見解もあるが、①罰則規定は作為又は不作為義務を前提とするところ、本条例（例）で義務を負うのは機関としての議会であり、議長ではないこと（第10条等）、②議長である議員が得た個人情報が、議長として得たものか議員として得たものかは判断が困難であること、③議員の職務は広汎かつ不明確であり、議長に罰則を課すと、議員としての職務への萎縮効果を生じるおそれがあること等から、議長も罰則の対象外とすることとする。</p>
<p>第57条 <u>前3条</u>の規定は、<u>市の区域外</u>においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。</p>	<p>第百八十三条 <u>第一百七十六条</u>、<u>第一百七十七条</u>及び<u>第一百七十九条</u>から<u>第一百八十一条</u>までの規定は、<u>日本国外</u>においてこれらの条の罪を犯した者にも適</p>	

	用する。	
第58条 偽りその他不正の手段により、 <u>第25条第1項の決定</u> に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、 <u>5万円以下の過料に処する。</u>	<p>第百八十五条 <u>次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。</u></p> <p>一 <u>第三十条第二項(第三十一条第三項において準用する場合を含む。)又は第五十六条の規定に違反した者</u></p> <p>二 <u>第五十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</u></p> <p>三 <u>偽りその他不正の手段により、第八十五条第三項に規定する開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・30条は個人情報取扱事業者に係る規定、51条は民間団体に係る規定なので議会は該当しない。 ・地方自治法第14条第3項の規定により条例で規定できる過料の上限は5万円
附 則		
(施行期日)		
第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2条の改正規定は、公布の日から施行する。		
(山陽小野田市個人情報保護法施行条例の一部改正)		
<p>第2条 山陽小野田市個人情報保護法施行条例の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第3条の表中「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」の次に「及び山陽小野田市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年山陽小野田市条例第23号)」を、「山陽小野田市個人情報保護法施行条例(令和●年山陽小野田市条例第●号)第9条」の次に「及び山陽小野田市議会の個人情報の保護に関する条例第51条」を加える。</p>		

